

岩手県告示第 643 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 9 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 姉帯戸田線
- 2 供用開始の区間 二戸郡一戸町面岸字一本木 131 番 62 地先から 131 番 127 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 20 年 9 月 5 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 二戸地方振興局土木部
  - (2) 期間 平成 20 年 9 月 5 日から同年 10 月 5 日まで